

議案第 72 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 9 月 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定により、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 700,000 円
- (2) 副議長 月額 625,000 円
- (3) 議員 月額 570,000 円

(議員報酬の支給)

第 3 条 議員報酬は、その職についた日から支給し、その職を離れたときは、その日まで支給する。ただし、日を同じくにして職に異動を生じたときは、その日の翌日から新たに支給する。

2 議員報酬をその月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第4条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、特別職の職員で常勤のものの例による。

(期末手当)

第5条 議長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額を基礎として、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の適用を受ける職員の例により支給する。ただし、同条例第15条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する

る条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年1月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とする。

第1条第1項中「で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）」を削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第6条を次のように改める。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表中議会の議員の項を削る。

（生駒市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

3 生駒市特別職報酬等審議会条例（昭和43年4月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬の」を「議員報酬の」に、「当該報酬等」を「当該議員報酬等」に改める。